

日本獣医がん学会 認定愛玩動物看護師制度規程

第1条（目的）

（1）日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師とは
臨床腫瘍学における動物看護の質の向上および発展を図り、がんとともに生きる動物とその家族に対して専門性の高い看護を提供できるよう、一般臨床的知識に加えて高度な専門知識、臨床推論力、病態の理解と判断力、動物と家族に寄り添う姿勢、そしてこれらに基づいた実践能力を備える愛玩動物看護師を育成することを目的とする。

日本獣医がん学会の定める資格を有し、本学会の実施する認定愛玩動物看護師試験に合格した者

（2）日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師制度とは
日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師制度（以下「認定愛玩動物看護師制度」という）は、日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師（以下「認定愛玩動物看護師」という）を認定することにより、日本国内での臨床腫瘍学における動物看護の質の向上および発展を図り、がんとともに生きる動物とその家族に対して専門性の高い看護を提供できるよう、一般臨床的知識に加えて高度な専門知識、臨床推論力、病態の理解と判断力、動物と家族に寄り添う姿勢、そしてこれらに基づいた実践能力を備える愛玩動物看護師を認定することを目的とする

第2条（認定制度）

日本獣医がん学会（以下「学会」という）は第5条に定める資格を有し、学会の実施する認定試験に合格した者に対して認定証を授与する

第3条（資格の定義）

（1）動物看護実践：看護動物とご家族に対して、一般臨床的知識と高度な専門知識、高い臨床推論力および病態判断力に基づいた動物看護過程を展開する

（2）獣医師との協働とチーム獣医療の推進：獣医師や他の愛玩動物看護師、関連スタッフと協力し、治療およびケアが安心安全安楽かつ円滑に提供されるようチーム獣医療に貢献する

（3）指導および教育：動物看護実践を通して愛玩動物看護職に対し知識および技術の指導および教育を行う

（4）継続学習と専門性の維持向上：新しい知見や技術を学び続け、専門職として自己研鑽を怠らない姿勢を有する

（5）研究：臨床腫瘍学における動物看護分野の発展に寄与する研究活動を行う

第4条（受験資格）

以下の項目を満たすものに受験資格を与える

- （1）学会の愛玩動物看護師会員であり、愛玩動物看護師国家資格を有する者
- （2）所定の認定看護師講習会を受講し、必修6科目の受講証明を得たもの
イ、認定看護師講習会を受講した者には、認定看護師手帳に受講済印を捺印する
ロ、受講済印には有効期限を設ける
ハ、受講済印は受験しようとする年から8年前の1月までを有効とする
ニ、以下6科目を必修6科目とする。腫瘍生物学及びがんの基礎知識、腫瘍診断学、腫瘍治療学総論、がん薬物療法、外科療法、動物のがん看護学
- （3）3年以上の臨床経験を有すること。ただし、主たる勤務先に獣医腫瘍科認定医Ⅰ種・Ⅱ種、米国獣医内科学専門医（腫瘍学）、ヨーロッパ獣医内科学専門医（腫瘍学）、アジア獣医内科学専門医（腫瘍学）が常勤（週40時間以上を目安とする）として在籍する場合は、臨床経験が2年以上3年未満であっても受験を認める

第5条（認定条件）

以下のいずれかに該当する者に認定愛玩動物看護師資格を与える

- （1）認定愛玩動物看護師試験に合格した者
- （2）別に定める設立時認定愛玩動物看護師規程により理事会で推薦された者

第6条（受験要綱）

出題範囲や出願期間などに関する受験要綱はその都度に日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師委員会で定める

第7条（日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師委員会）

- （1）学会に日本獣医がん学会認定愛玩動物看護師認定委員会（以下「認定愛玩動物看護師委員会」という）を置く。
- （2）認定愛玩動物看護師委員会に委員長、副委員長、学識経験者委員、認定愛玩動物看護師委員を置く。
- （3）委員長は会長の指名とし、総会で承認を得て決定する。
- （4）副委員長は委員の中から委員長が指名する。委員長が有事の際は副委員長が代行する。
- （5）学識経験者委員は認定愛玩動物看護師委員会が推挙し、総会の承認を得て決定する。
- （6）認定愛玩動物看護師委員は会長が委嘱する。

- (7) 認定愛玩動物看護師委員の任期は次の会長により次の委員が選定されるまでとする。
- (8) 認定愛玩動物看護師委員会は、委員長が召集するものとする。
- (9) 認定愛玩動物看護師制度の規程等を作成する。
- (10) 認定愛玩動物看護師を認定する。
- (11) 認定愛玩動物看護師教育プログラム（講習会を含む）や認定愛玩動物看護師試験問題の作成・採点を実施する。
- (12) 本規程施行後、当面は獣医腫瘍科認定医認定委員会内に小委員会として設置し、本制度が軌道に乗ったのちは、理事会の承認のもとに独立した委員会に移行する

第8条（有効期限及び更新条件）

資格者に生涯教育として日本獣医がん学会に出席を義務付け、これを認定資格の更新条件とする

- (1) 認定愛玩動物看護師資格の有効期限は4年間とする
- (2) 更新条件は有効期限内の4年間に8回開催される本学会に4回以上出席する
- (3) 上記の出席回数に満たない場合、本学会発表または本学会雑誌投稿1回を学会出席1回分とみなす
- (4) 資格を失効した場合、その後4年間は試験受験資格を有する
- (5) 認定愛玩動物看護師は資格更新時期に各自で資格継続を申請する（詳細な方法に関しては本学会ホームページ参照）。認定愛玩動物看護師委員会は上記の条件に満たない者に対し、認定愛玩動物看護師資格が失効した旨を通知し認定愛玩動物看護師リストから抹消する
- (6) 資格失効後翌1年を猶予期間とし、その間に条件を満たした場合は再登録を認めるが、有効期限は失効から4年後とする。なお、猶予期間中の出席、学会発表および本学会雑誌投稿は、次回の更新条件には含まれない
- (7) 病気、留学、出産等やむを得ない事情により更新条件を満たすことができない場合で本人からの申し出があった場合は、認定愛玩動物看護師委員会で協議の上更新の猶予期間を設けることができる

第9条（認定愛玩動物看護師資格の取り消し）

認定愛玩動物看護師として認定された者が、次の各号に該当するに至ったときは、認定愛玩動物看護師委員会は認定を取り消すことができる

- (1) 裁判所において失跡宣告をうけたとき
- (2) 愛玩動物看護師の資格を喪失したとき
- (3) 学会を脱会したとき

(4) 学会の定める生涯教育を満足しないとき（生涯教育については別途定める）

(5) 学会会員として品格を汚すような行為のあったとき

第10条（規程の改定）

この規程は、総会の決定により改定することができる

附則

この規程は2026年1月26日から施行する